

図表 預貯金債権の遺産分割での取扱い比較

・Aが死亡し、相続が開始。
 ・相続人はAの子Bと孫Cの2人。
 ・相続財産は預貯金約3,800万円と不動産約250万円。
 ・子Bは生前贈与で約5,500万円取得。

従来の取扱い			
【遺産分割外】			
$3,800万円 \times \frac{1}{2}$ (法定相続分)			
= 1,900万円を取得			
B	生前贈与 5,500万円	預貯金 1,900万円	不動産 0円
= 7,400万円			
C		預貯金 1,900万円	不動産 250万円
= 2,150万円			
本決定の取扱い			
【遺産分割】			
$(5,500万円 + 預貯金3,800万円 + 250万円) \times \frac{1}{2}$			
- 5,500万円 (生前贈与)			
= - 725万円 (相続分は0円)			
B	生前贈与 5,500万円	預貯金 0円	不動産 0円
= 5,500万円			
C		預貯金 3,800万円	不動産 250万円
= 4,050万円			

(出所) 2016年12月19日最高裁大法廷決定を基に大和総研作成

本決定で預貯金が遺産分割の対象とされたことで、相続人の合意が不要になり、遺産分割を通して相続人間の公平を図ることができるようになった。

本決定のケースで、預貯金が遺

産分割の対象になる場合とならない場合の比較をすると、**図表**のようになる。

従来の取扱いでは、預貯金約3,800万円については、遺産分割外で相続人BとCが法定相続分に

従って各2分の1(約1,900万円)ずつ相続する。

遺産分割の対象となる財産は約2,500万円の不動産のみとなり、仮にCがそのすべてを取得しても合計約2,150万円を得られるにとどまる。

他方、Bは生前贈与で約5,500万円とあわせれば約7,400万円を得られることになり、Cとの差額は約5,250万円にのぼる。

本決定の取扱いでは、預貯金が遺産分割の対象となるため、生前贈与と分を差し引いた相続人Bの具体的相続分が0円となれば、Cが預貯金と不動産のすべてを取得して合計約4,050万円を得ることができ、Bとの間である程度の公平を図ることができる。

②柔軟な遺産分割

例えば預貯金以外の相続財産が不動産のみであった場合、複数の相続人間で分割するためには、不動産を売却して金銭で分けるか、特定の相続人が差額を支払って取得するか、相続分に従った持分で

金は当然に相続分で分割相続されるものとされていた。したがって預貯金は原則として遺産分割の対象にならず、相続人は、預貯金を除いた相続財産について、遺産分割協議を行うことになる。

実務では、例外的に相続人全員の合意がある場合に限り、預貯金を遺産分割の対象として扱うこととしていた。しかし、例えば生前贈与を受けた相続人にとっては、その生前贈与が特別受益として差し引かれることで不利益が生じることが考えられ、相続人全員の合意を得ることが困難なケースがあった。本決定のケースも、まさに生前贈与を受けていた相続人Bとの合意が得られなかったために争いとなっている。

本決定のケースのように生前贈与を受けていない相続人が存在し、目ぼしい相続財産が預貯金のみである場合には、預貯金が遺産分割対象にならないことで生前贈与を差し引くことができず、相続人間の公平を図ることが難しくなる。

共有することが考えられる。

しかし、共有の場合はその不動産を処分(不動産の売却や、土地の上に建物を建てるなど)しようとする、共有者全員の同意が必要になるため、単独所有に比べて不動産の十分な利用が難しい場合がある。

本決定で預貯金が遺産分割の対象となったことで、預貯金以外の相続財産が不動産のみの場合でも、相続人の一方が預貯金を相続し、他方が不動産を単独で相続するといったように相続額を預貯金で調整することで、柔軟な分割が可能になった。

個別の払戻し請求に応じない実務は変更なし

(2)遺産分割前の預貯金の払戻し

①金融機関側の払戻し拒絶について

預貯金が相続開始と同時に共同相続され遺産分割の対象になるのであれば、原則としてその遺産分割が成立するまでは、相続人各自

る相続人Bと、孫である相続人C(Aの子を代襲相続)の2人が、法定相続分どおり各2分の1ずつ相続することになった。

相続財産は約2,500万円の不動産のほか、合計約3,800万円の預貯金であった。預貯金の内訳は、普通預金(外貨預金を含む)、通常貯金および定期貯金である。なお、相続人Bは、Aから合計約5,500万円の生前贈与を受けていた。

本決定は、共同相続された普通預金、通常貯金および定期貯金について、相続開始時(被相続人死亡時)に当然に相続分に応じて各相続人に分割承継されるという従来の判例を変更し、相続開始と同時に当然に分割されず、遺産分割の対象になるとした。

2 本決定の相続実務への影響

(1)遺産分割の内容について

①相続人間の公平

従来の判例では、預金者が死亡して相続が開始すると、その預貯

最高裁決定(以下、本決定)のケースは、次のようなものであった。被相続人(預金者)Aが死亡し、遺言がなかったため、その子である

最高裁決定(以下、本決定)のケースは、次のようなものであった。被相続人(預金者)Aが死亡し、遺言がなかったため、その子である

シンクタンク研究員による

読み解き! 最新制度

Vol.25

預貯金が遺産分割の対象に

——最高裁決定による判例変更の影響

①どんな変更?

2016年12月19日の最高裁決定により、共同相続された普通預金、通常貯金および定期貯金債権は遺産分割の対象となりました。

②影響は?

今後の遺産分割協議等では、前記預貯金を含めて手続きを進める必要があります。また、相続人による遺産分割前の個別の預貯金の払戻し請求には応じてもらいにくくなると思われるので、葬儀費用などを要する費用の負担については相続開始前に話し合っておくことが望ましいでしょう。

からの個別の払戻し請求は認められない。本決定でも、普通預金および通常貯金について、遺産分割前の相続人各自の相続分相当額は観念的なものにすぎないとしており、従来のように相続人各自がその相続分相当額の預貯金を相続していることに基づいて、金融機関に対して個別に払戻しを求めるところはできないと思われる。

もつとも、従来判例の下でも、金融実務では原則として相続人全員の同意がなければ払戻し請求に応じないという対応をしていた。その理由は、例えば金融機関が法定相続分での払戻しを行った後にそれと異なる内容の遺言が発見され、先の払戻しが有効と認められなかった場合は再度払い戻さなければならなくなるという二重払いのリスクを回避するためである。

ただし、金融機関が払戻し請求に応じなかった場合に相続人からの損害賠償請求を認めた裁判例もあり、金融機関にとってはこのような実務対応はリスクを伴うものであった。

であった。

本決定はこのような従来の対応を正当化するものといえ、個別の払戻し請求には応じないという金融実務には今後変更はないといえる。

個別案件への柔軟な対応が 今後は難しくなる

②例外的な払戻し対応について

従来の金融実務においては、遺産分割前の個別の払戻しには原則として応じないが、葬儀費用のためなど緊急性が高いと思われる場合には、例外的に一部の相続人による払戻しに応じるという対応をとる金融機関もあった。

しかし、本決定後はそのような柔軟な対応は困難になると思われる。なぜなら、金融機関の免責が認められる可能性がほとんど考えられず、結果的に二重払いのリスクが高くなると思われるためである。

被相続人が家計の主要な稼ぎ手であった場合などは特に、遺産分

割成立を待たず早急に必要となる葬儀費用や、相続人の当面の生活費などについての払戻しの必要性はなお存在する。個別の払戻しを認める方策について、本決定の補

足意見で仮処分利用が示唆されているが、手続きにかかる時間や費用を考えると難しいと思われる。現状では、早急に必要となることが事前に予想できる費用の負担については、あらかじめ相続開始前から話し合っておくことが望ましいだろう。

なお、預貯金の相続に関しては、法制審議会の民法（相続関係）部会において、遺産分割の対象とする方向での改正中間試案が提案されているが、同案では一定の場合に遺産分割前の払戻しを認める方策も検討されている。実現した場合には、遺産分割前の払戻しについては、民法改正で手当てされる

ことになる。

なお、同部会は2017年中に要綱案の取りまとめを目指すとしている。

(3)他の可分債権などの取扱い

本決定は、預貯金のうちの普通預金、通常貯金、定期貯金についての判断を示したものであるため、これ以外の預貯金や他の可分債権（売却債権、賃料債権など）の相続の取扱いについては別に考える必要がある。

定額貯金については、郵政民営化前の判例ではあるものの、可分債権ではないため相続開始と同時に当然に分割承継されないとされておき、本決定前から遺産分割の対象になるとされていた。この扱いは本決定後も同様と思われる。他の可分債権については本決定の判断が及ばず、従来どおり相続開始時に分割されるものと思われる。



小林 章子 ● こばやし・あきこ

大和総研研究員 弁護士

「金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券規制についても調査を行う。著書として、『税金読本』「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著 大和証券刊）。